

## 【EU】有機農業に関する新規則

海外立法情報課 島村 智子

\* 有機農業の拡大や有機農産物に対する消費者の信頼向上を目的として、2018年5月30日、有機生産及び有機生産物表示に関する規則が制定された。

### 1 背景と経緯

EUでは、有機（オーガニック）農産物の需要が近年増大しており、その小売市場の規模は、2005年から2014年の9年間に111億ユーロから240億ユーロへと倍増した<sup>1</sup>。栽培・飼育方法等についての基準を満たした有機生産を行う農地は毎年拡大しているものの、有機農産物の供給不足を、域外からの輸入増加で補っている状況にある。

現在EUでは、2007年の規則（Council Regulation (EC) No 834/2007）が、有機農産物の生産、表示及び流通に関する基本ルールを定めている。さらに、生産・表示及び輸入の詳細について、欧州委員会による実施規則が定められている（Commission Regulation (EC) No 889/2008 及び Commission Regulation (EC) No 1235/2008）。欧州委員会は、2007年の規則に代わる新たな規則案を2014年3月24日に提出した（COM (2014) 180 final）。その主な目的は、①有機農業の拡大に対する障害の除去、②生産者及び事業者の公正な競争の確保、③有機農産物に対する消費者の信頼維持・向上である。2018年5月30日に制定された、有機生産及び有機生産物表示に関する規則（以下「新規則」）<sup>2</sup>は、2018年6月14日に公布され、2021年1月1日から適用が開始される。

### 2 新規則の概要

#### (1) 構成

新規則は、第1章「主題、範囲及び定義」（第1条～第3条）、第2章「有機生産の目的及び原則」（第4条～第8条）、第3章「生産規則」（第9条～第29条）、第4章「表示」（第30条～第33条）、第5章「認証」（第34条～第36条）、第6章「公的管理及びその他の公的活動」（第37条～第43条）、第7章「第三国との貿易」（第44条～第49条）、第8章「総則」（第50条～第53条）、第9章「手続、移行及び最終規定」（第54条～第61条）、及び附属書から成る。

#### (2) 目的、原則及び適用範囲

有機生産は、環境・気候の保護、土壌肥沃度の維持、並びに生物多様性、無毒な環境及び高い動物福祉基準への貢献などを追求しなければならない。また、自然のシステム・循環や環境の持続性への配慮、自然景観・資源の保全、生態系に基づき自然の資源を利用した生産過程（遺

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年7月13日である。

<sup>1</sup> IFOAM EU Group, *Organic in Europe: Prospects and Developments 2016*, 2016, pp.23-24. <[http://www.ifoam-eu.org/sites/default/files/ifoameu\\_organic\\_in\\_europe\\_2016.pdf](http://www.ifoam-eu.org/sites/default/files/ifoameu_organic_in_europe_2016.pdf)> 1ユーロは約130円（平成30年7月分報告省令レート）。

<sup>2</sup> Regulation (EU) 2018/848 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on organic production and labelling of organic products and repealing Council Regulation (EC) No 834/2007, OJ L150, 2018.6.14, pp.1-92. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R0848>>

伝子組換え体の排除を含む。) 、染色体操作による動物のクローン・倍数体作成の排除、放射線照射の排除などを原則とすることが定められている。有機生産物として認証を得るためには、生産、加工及び流通の全工程において規則に適合している必要がある。

新規則では、適用の範囲が拡大され、水産養殖・養蜂を含む農業に由来する生産物（種子を含む。）<sup>3</sup>、その食用加工品、飼料のほか、新たに「農業に密接に関連するその他の生産物」が追加された。これには、海塩及びその他の食用・飼料用の塩、蚕繭、天然ゴム・樹脂、蜜蝋（蜜蜂の巣から採取される<sup>ろう</sup>蝋）、精油、コルク栓、綿、羊毛などが含まれる。

### (3) 生産・管理

生産の一般原則として、有機生産で使用が許可されている農薬、肥料、添加物、洗浄・消毒剤のみを使用することや、生物多様性及び土壌の保護、病害虫管理、環境・動植物の健康への悪影響の防止、無許可物質の混入防止、有機・非有機生産物の混合防止のため、予防的措置をとることなどが定められている。また、植物、家畜、藻類・養殖動物、加工食品、加工飼料、ワイン、酵母に関する生産ルールが定められている。

また、事業者が生産、加工、輸入した又は他の事業者から受け取った生産物について規則違反の疑いがある場合に、当該事業者に義務付けられる対応が規定されている。これに基づき届出を受けた場合や、無許可物質使用の情報を受理した場合に、各国の管轄官庁・管理機関がとるべき対応についても定められている。

さらに、農産食品の公的検査に関する規則（Regulation (EU) 2017/625 : 本誌 271-2 号（2017 年 5 月）p.28 参照）の規定に加えて適用される公的な検査のルールが定められている。事業者に対しては、原則として年 1 回の現地調査を実施することが義務付けられているが、3 年連続で違反が見られず、かつ、違反の可能性が低い場合には、2 年に 1 回の調査とすることもできる。

### (4) グループ認証

小規模農家が有機農業に転換する際の、認証コスト負担の削減を目的として、事業者グループ制度が導入された。これにより、一定規模以下の、地理的に近接した複数の農家が、共同で認証を受けることが可能となった。事業者グループには、共同の販売システムを有していること、グループ内農家の規則遵守の確認に責任を負う者を定め、内部の管理・手続に関して文書化することなどの要件が規定されている。

### (5) EU 域外からの輸入

域外から EU に輸入される生産物について、旧規則では、輸出国の有機生産物の生産・管理ルールが EU と同等だと認められれば、域内で有機生産物として販売が可能であった。これについて、旧規則に基づく認定は、2025 年 12 月末で失効することが定められた。新規則では、規則の内容に適合し、関係する全ての事業者が管轄官庁若しくは管理機関による認証を受けた場合、又は EU と同等の生産ルールを有する第三国であると EU が貿易協定で認め、貿易協定が規定する条件に適合する場合に、有機生産物として販売可能と定められている。

#### 参考文献

- James McEldowney, “Organic farming legislation: Revision of EU Regulation on organic production and labelling of organic products,” *Briefing*, European Parliamentary Research Service, 2018.3. <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/614743/EPRS\\_BRI\(2018\)614743\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/614743/EPRS_BRI(2018)614743_EN.pdf)>

<sup>3</sup> この生産物とは、EU の農業政策及び漁業政策の対象として EU 運営条約の附属書 1 で規定された品目である（第 2 条第 1 項）。ただし、野生の動物・魚については、規則が対象とする生産物に含まれない（第 3 条第 2 号）。